自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）　第86条の６第１項<br>第86条の18第１項　の規定に基づき、下記のとおり　処分する<br>処分を取り消す　必要があると認めるので、上申する。

記

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第１項（自衛隊の行動に係る地域での物資の収用）<br>第103条第２項（告示地域での従事命令・物資の収用等）<br>第103条第３項（立木等の移転・処分）<br>第103条第４項（自衛隊の行動に係る地域での家屋の形状変更）<br>第103条の２第１項（土地の使用）<br>第103条の２第２項（立木等の移転・処分）<br>等）　施設の管理<br>土地・家屋・物資の使用<br>取扱物資の保管命令<br>変更）　の規定に基づき、裏面に記載する物資の収用　を行う<br>業務従事命令<br>立木等の移転・処分<br>家屋の形状変更　必要があると認める。

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

| | |
|---|---|
| 種　類 | 【管理する施設の種類】　病院　診療所　自動車整備工場　造船所（ドック　引揚船台）<br>港湾施設（係留施設　係留施設に付帯する荷さばき施設）　航空機又は航空機用機器を整備するための施設（飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）　給油するための施設（自動車用　船舶用　航空機用）<br>【使用する土地・家屋・物資の種類】　更地　農地　臨港交通施設（駐車場　ヘリポート）<br>住宅　店舗　工場　倉庫　港湾の旅客施設（待合所　宿泊所）　港湾の保管施設（倉庫　野積場）　空港のターミナルビル（旅客　貨物）　車両（具体的に　　）<br>機械器具（具体的に　　）<br>その他（具体的に　　）<br>【保管を命ずる取扱物資の種類】【収用する物資の種類】　医療品（具体的に　　）<br>燃料（具体的に　　）　建築用資材（具体的に　　）<br>食料（具体的に　　）　その他（具体的に　　）<br>【移転・処分する立木等の種類】　立木（具体的に　　）<br>土地に定着する物件（採取期の果実（具体的に　　））<br>土地に定着する機械・設備（具体的に　　）　その他（具体的に　　）<br>【形状変更する家屋の種類】　住宅　店舗　工場　倉庫　港湾の旅客施設（待合所　宿泊所）<br>港湾の保管施設（倉庫　野積場）　空港のターミナルビル（旅客　貨物）<br>その他（具体的に　　） |
| | 【医療】　医師（　　人）　歯科医師（　　人）　薬剤師（　　人）<br>看護師（　　人）　准看護師（　　人）　臨床検査技師（　　人）<br>診療放射線技師（　　人） |
| 従事する業務 | 【土木建築工事】　建設業者（設計　施工管理　技術指導　工事）<br>土木建築工事（仮設倉庫（　　棟）　応急指揮所（　　棟）　応急桟橋（　　橋）<br>陣地（　　箇所）　その他（具体的に　　））<br>【輸送】　鉄道事業者（ＪＲを除く。）　自動車運送事業者　船舶運航事業者　港湾運送事業者　本邦航空運送事業者 |
| 数量（物資・立木等） | kℓ　kg　トン　本　個　箱　両<br>その他（具体的に　　） |
| 内容・範囲（施設・土地・家屋・立木等） | 全部　一部（　棟　階　号室から　棟　階　号室まで（その他具体的に　　））<br>土地の面積（　　）　施設・家屋の数量（　　）<br>立木等（移転（移転先　　）　伐採）　その他（具体的に　　） |
| 場所 | 都道府県　市町村　区　丁目　番地　号<br>（から　経由（輸送経路））<br>（から　都道府県　市町村　区　丁目　番地　号まで） |
| 期間・期日 | 年　月　日（　時）から（物資の収用は、収用する期日を記載）<br>年　月　日（　時）まで |
| 理由 | |
| 備考 | |

注：１　該当するものに○を付け、又は該当しないものに取消線を引くほか、必要な事項を記載する。
２　備考の欄は、補足となる事項その他参考となる事項を記載するほか、対象等が特定されている場合はその名称を、判明している場合はその所有者及び占有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

**別表第十三その一**（第八十六条の七関係）

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣／方面総監等）　印

処　分　要　請　書
（施　設　の　管　理）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第１項本文<br>第103条第２項　の規定に基づき、次のとおり施設の管理に係る処分を要請する。

| | |
|---|---|
| 種　類 | |
| 所在する場所 | |
| 管理する内容 | |
| 管理する期間 | |
| 管理する理由 | |
| 連絡先 | |
| 備　考 | |

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。